

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都がん登録審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	がん登録等の推進に関する法律第18条、第19条、第21条、第22条及び同法施行令第6条、第8条並びに東京都がん登録審議会規則第1条
設置年月日	2019-04-01
機関の目的・所掌内容	都道府県がん情報の利用又は提供、都道府県がんデータベースの整備、がん登録に係る知事の権限及び事務の委任等に関する審議等を行う。
委員数	6名 (うち、女性委員数2名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	主な審議内容に研究上の秘密及びがん罹患者の情報が含まれるため、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から原則として非公開とする。ただし、会長が公開することが適当であると認める事案については、公開とすることができる。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	主な審議内容に研究上の秘密及びがん罹患者の情報が含まれるため、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から原則として非公表とし、議事要旨を公表する。ただし、会長が公表することが適当であると認める事案については、公表とすることができる。
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/chiikigan/singikai/index.html
問い合わせ先	保健医療局 保健政策部 健康推進課 電話番号：03-5809-0248